

## 河合町導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

河合町は、大阪都心部への通勤圏内にあり、旧集落と新興住宅地（西大和ニュータウン）が混在する田園都市であるが、1960年代後半から西大和ニュータウン開発により、人口が増加し、平成9年（1997年）の20,326人をピークに減少傾向にあり、平成27年国勢調査（2015年）で、17,941名となっている。

本町の産業は、グローブ・貝ボタン・靴下製造業と果樹（ぶどう）栽培が主な地場産業であったが、後継者不足や高齢化に伴い、減少の一途をたどっている。

また、統計調査（平成26年経済センサス基礎調査）における事業所数は、495社で、卸売業・小売業が25%、製造業が9%、建設業が8%で小売業等のサービス業の占める割合が非常に高い傾向にある。西大和ニュータウン開発以降、製造業が減少し、サービス業へ移行し、現在は中核の業種となっている。

よって、限られた労働人口の中、先端設備等の導入を促進することで、中小企業の労働生産性を高め、地域経済活力の維持・強化を目指す。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等の導入を促すことで、中小企業の経営基盤や競争力強化を図るとともに、地域経済の活性化を図る。

先端設備等導入計画の計画期間中に15件の計画認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業所の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

町内のあらゆる業者の幅広い活動を支援する為、先端設備の種類を限定することなく、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

各業種・事業を全面的に支援する為、町内全地域とする。

(2) 対象業種・事業

町内の中小企業者の幅広い活動を支援する為、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から、3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②河合町暴力団排除条例に基づき、暴力団等の先端設備導入計画については認定の対象外とし、社会経済活動の健全な発展に配慮する。
- ③町税を滞納している者は対象者から除く。